

# ごみ収集福祉サービス申請書

(あて先) 京 都 市 長

利用を希望する世帯の代表者

(申請者)  
 住 所 〒 \_\_\_\_\_  
 氏名 (ふりがな) \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

申請者に代わって  
申請書を提出する福祉事業所等

(申請代行者)  
 事業者名 (ふりがな) \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

京都市ごみ収集福祉サービス業務取扱要綱第4条に基づき、下記のとおりごみ収集福祉サービスを申請します。

利用を希望する世帯の情報

## 1 サービス利用世帯

住所	〒 _____		
ふりがな 氏名	_____		
生年月日	_____	電話番号	_____
同居人	<input type="checkbox"/> 有 ( _____ 人) <input type="checkbox"/> 無		
介護認定等	<input type="checkbox"/> 介護保険法による訪問介護若しくは第1号訪問事業 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法による障害福祉サービス		
ホームヘルプサービスの利用日	曜日の _____ 時から _____ 時まで		
声かけ	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(同居者の状況)

同居者の氏名	年 齢	申請者との続柄
利用を希望する世帯を担当するケアマネジャーが所属する福祉事業所等の情報		

## 2 担当事業者

※担当者欄については、申請の窓口を担当される方の氏名を記入してください。

住所	〒 _____		
ふりがな 事業者名	_____		
ふりがな 担当者	_____	電話番号	_____

## 3 緊急連絡先

※原則2週間連続して排出がなかった場合に、まち美化事務所から安否確認の電話を行います。

ふりがな 氏名	(サービス利用者との間柄 : _____ )		
電話番号	_____		

## ごみ収集福祉サービス利用同意書

京都市ごみ収集福祉サービスを申請するにあたり、京都市ごみ収集福祉サービス業務取扱要綱第2条各号に該当しなくなり、ごみ収集福祉サービスの対象者でなくなった等の場合は、同要綱第9条に基づき速やかに届け出ます。また、同要綱第10条各項の内容について十分に理解しました。

年 月 日

利用を希望する世帯の代表者

(申請者)

住 所 〒

氏名 (ふりがな)

電話番号

利用を希望する世帯のケアマネージャーが所属する福祉事業所等の情報

(担当事業者)

事業者名 (ふりがな)

京都市ごみ収集福祉サービス業務取扱要綱<抜粋>

第2条 この要綱により、ごみ収集福祉サービスを利用することができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。ただし、市長が特に必要と認める世帯については、この限りでない。

- (1) 京都市内に居住する世帯であること。
- (2) 世帯員のいずれかが以下のア又はイに該当すること。  
ア 介護保険法による訪問介護若しくは第1号訪問事業(介護予防・日常生活支援総合事業で実施する訪問型サービス)を利用していること。  
イ 障害者総合支援法による障害福祉サービスを利用し、かつ、ホームヘルプサービスを利用していること。
- (3) 世帯全員が65歳以上の者、障害者又はこれらに準じる者で構成されていること。
- (4) 定期的に収集するごみを所定の時間及び排出場所へ排出することが困難であること。
- (5) 定期的に収集するごみの排出について、親族又は近隣在住者等の協力が得られないこと。

(届出)

第9条 利用者は、次の各号に該当することとなった場合は、利用者が利用するホームヘルプサービス事業者などを通じて、速やかに、その旨を当該各号に掲げる書面により市長に届け出なければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、口頭その他の連絡をもって代えることができる。

- (1) ごみ収集福祉サービスの利用を終了するとき ごみ収集福祉サービス終了届(第3号様式)
- (2) 入院、施設への入所その他の理由により、一定期間、定期的に収集するごみの排出を行わないとき ごみ収集福祉サービス変更届(第4号様式)
- (3) 第2号で届け出たごみ収集福祉サービスの一時停止を再開するとき ごみ収集福祉サービス変更届(第4号様式)
- (4) 利用するホームヘルプサービス事業者や緊急連絡先など、その他ごみ収集福祉サービスの申請内容を変更するとき ごみ収集福祉サービス変更届(第4号様式)

2 利用者は、住所を変更する場合、利用者が利用するホームヘルプサービス事業者などを通じて、ごみ収集福祉サービス終了届(第3号様式)を市長に届け出るとともに、改めて第4条で規定するサービスの申請を行わなければならない。

(排出・収集)

第10条 利用者は、定期的に収集するごみをごみ収集福祉サービス可否決定通知書により指定された方法により排出しなければならない。

- 2 利用者は、定期的に収集するごみを本市が指定する袋に入れたうえで、ペール容器等に入れて排出するなど、周辺的环境保全に配慮しなければならない。
- 3 市長は、収集日等に変更が生じたときは、速やかに利用者へ通知しなければならない。
- 4 収集場所は、原則として利用者が居住する住戸の玄関先とする。ただし、収集作業上困難な場合等は、利用者とは別途協議のうえ、収集場所を決定する。

《見取図》

(収集場所付近の地図)

(玄関及び玄関に至るまでの詳細地図)